○新見公立大学における履修科目の登録単位数の上限の特例に関する要項

平成31年４月１日

要項第30号

改正　令和２年４月１日要項第30号

（趣旨）

第１条　この要項は、新見公立大学履修規程（平成22年規程第59号。以下「履修規程」という。）第２条の２に基づき、新見公立大学において前期及び後期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数の上限の特例に関し必要な事項を定める。

（成績等に基づく履修登録単位数の特例）

第２条　履修規程第２条の２の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者はそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

(1)　新入生や復学者の最初の学期に関しては、学科長の承認を得て年間56単位まで履修登録できるものとする。

(2)　休学や病欠などのやむを得ない事由により、直前の学期のすべての授業科目を履修できなかった者は、学科長の承認を得て年間56単位まで履修登録できるものとする。

(3)　教務委員会が相当の理由があると認めた者は、個別に定めた単位数まで履修登録できるものとする。

２　前項各号の規定については、各学期の履修登録前に行うことができる。

（委任）

第３条　この要項に定めのない事項については、その都度学長が定めるものとする。

附　則

この要項は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日要項第30号）

この要項は、令和２年４月１日から施行する。